

# 「特定生殖補助医療に関する法律骨子たたき台案」

## に関する要望書

平成 26 年 4 月 11 日

自民党 生殖補助医療に関するプロジェクトチーム  
座長 古川俊治 参議院議員 様

NPO 法人 Fine ~現在・過去・未来の不妊体験者を支援する会~  
理事長 松本亜樹子

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は国民のための行政にご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

私ども NPO 法人 Fine (ファイン) は、不妊体験をもつ当事者によるセルフ・サポートグループです。(会員数約 1550 名 / 平成 26 年 3 月現在) 私どもは、不妊患者が正しい情報に基づき、自分自身で納得して選択した治療を安心して受けられる環境を整えること等を目的として、主にインターネットを通じて情報を提供し、不妊当事者同士、また当事者とその周囲の方々のネットワークを構築するべく活動しております。さらに、公的機関への働きかけなどを行なうことによって、不妊に関する啓発活動や意識変革活動に取り組んでおります。

今回は、貴プロジェクトチームにて進行中の「特定生殖補助医療に関する法律骨子たたき台案」について、意見提出の機会をいただき、ありがとうございます。  
長年にわたり第三者提供型生殖補助医療に関する法律がなかったため、それらの治療を求めて渡航治療を行なう患者が後を絶ちませんでした。そのような中、日本の安心安全な環境下で、それらの治療が実施できるようにと、この度の議員立法に向けて取り組んでくださっていることは大変ありがたく、改めてお礼を申し上げます。

今回の要望書作成につきましては、限られた期間であり、かつ、プロジェクトチーム内でのたたき台段階での検討とのことでしたので、全ての会員の意見を集約したわけではありませんが、諸活動を支える事務局メンバーを中心としたスタッフの声をまとめてみました。ひとくちに不妊当事者と申しまして、個々の事情や状況により、思いや考えはさまざまです。私ども Fine のスタッフも同様で、この骨子案に対する意見や要望は、細かいところではとてもまとまらないほどの多数の意見が出てまいりましたが、特に多く見られた意見をまとめて、以下のとおり提出させていただきます。

1 拝見いたしました三つの案のうち、B案については、夫婦型生殖医療も含めて、広く規制をするという案であるとお見受けしましたが、私どものスタッフの中からは、その必要性が理解できないとの声も多く、積極的にこの案を推す声はありませんでした。

2 A案とC案は、基本的な方向性は共通しているものの、具体的な内容については異なる点も多く、全ての論点について詳細に意見を述べることはここではいたしません。スタッフの中で特に関心の高かった点について意見を申し上げますと、代理懐胎を行なった場合に、子の母は出産した女性なのか、依頼夫婦の妻なのか、という点です。代理懐胎は、子宮に障害がある等の事情から子を懐胎することができない女性を妻とする依頼夫婦が子を持ちたいという思いから行なうものであるという実態から考えて、この点につきましては、出産後に誰が母親になるかが不明確にならないように一定の手続きを条件としたうえで、依頼夫婦の妻を母とすることができるC案のほうがベターだと考えておりました。今回残念ながらこの案は廃止にされたとのことですが、重大な点だと思いますので、引き続き懸案事項としてご検討いただけますよう、お願いいたします。

3 そのほか、スタッフからさまざまな意見が出てきましたが、スタッフの全員からの一致した意見が、「生まれた子どもの出自を知る手立てを確立していただきたい」ということでした。近年この問題は社会問題としても広く取り上げられており、とても看過できない状況であることはご承知の通りだと思います。例えば、C案の第9の検討の1.に引き続き検討が行なわれることは明記されておりますが、検討の期限も方法も明確ではなく、このままでは、生まれてくる子どもの権利が不安定なままでの見切り発車で新たな制度がスタートすることとなりかねません。

不妊治療は「妊娠・出産」で終わるわけではなく、そこから新しい家族が誕生し、始まりとなります。

私どもは必ずしもすべての治療に告知を前提とし、すべての子どもに告知をすることを義務付けることを要望しているわけではありません。情報の開示にあたっては、提供者の意思も尊重されるよう、規定を整備していただくことも必要と考えます。そのうえで、子どもが知りたいと思った時がきたら、その時に、情報を得る手立てを保証していただくことを要望するものです。

これに関しては、今回の案でも「情報等管理機関」という仕組みが設けられており、提供者による同意書の長期間の保存が義務付けられております。提供は匿名によるとの規定もありますが、情報等管理機関においては、提供者を後から特定できるような十分な情報とともに同意書が保存され、子どもが出自を知る手立てが確実に担保されるような運用が行なわれることを要望いたします。

上記ご高覧のうえ、なにとぞ、ご検討いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。